○農林水産省告示第二千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町椋川字上自在坊一三七七の一、一四三四の一、一四三四の二、字三疋一四七七、一四八一、一四八三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県栗東市安養寺字大平五五・五五の一・五五の二・五八・五八の一・五八の二・五九・五九の一・六二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、六二の一、字発光七三の一・七四・七八から八二まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、八三、八四、下戸山字和田二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市梓河内字稗谷一三五七の一・一三五七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三五七の二、一三六〇の一、一三六〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町大久後字立坂山七八二八、七八四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市国府町八日町字舟サコ一九一五、一九一七、字七回り一九三六、一九四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字杉ケ平一二三の二一一、一二三の二一七、一二三の二二四、一二三の二四〇、一二三の二四三から一二三の二四七まで、一二三の六一七、一二三の七四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉ケ平一二三の二一一・一二三の二一七・一二三の二二四・一二三の二四〇・一二三の二四四から一二三の二四六まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町赤沼田字角橋二四九、字小野七〇八の一、七〇九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町中呂字タヤノ平一五一一（次の図に示す部分に限る。）、一四五〇の一九、一五一一、一五一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備